

## ゼロゼロ融資の借り換えにも対応できる融資制度を拡充

～オール京都体制での中小企業支援を強化～

京都府と京都市では、ゼロゼロ融資等からの借り換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新しい資金需要にも対応するため、融資制度を拡充いたしましたので、広くご周知いただきますようお願いします。

京都府及び京都市では、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、金融機関による継続的な伴走支援を受けることができる融資制度「伴走支援型経営改善おうえん資金（以下「本制度」という。）」を実施しています。

この度、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、新たな借換保証制度が開始されることに伴い、コロナ禍で増加した債務の借換需要や事業好転に向けた前向きな資金需要等に応えるために、下記のとおり本制度の要件を拡充することといたしましたので、ご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 ゼロゼロ融資などの借換需要への対応 <一部拡充>

- ・ゼロゼロ融資などの信用保証協会の保証付き融資を借り換えることができます。  
（※借入に当たり、金利・保証料の負担が必要です。）
- ・ゼロゼロ融資からの借換に併せて、追加資金の借り入れ\*も可能です。  
（※金融機関・保証協会からの審査があり、ご希望に沿えない場合があります。）
- ・中小企業等の借換需要に金融機関が積極的に対応できるよう、貸し倒れリスクに対する金融機関への措置が取られました。 <今回、一部拡充>

#### 2 融資対象事業者の要件 <拡充>

〔緩和〕売上減少要件 ▲15%→▲5% （セーフティネット保証4号を除く）

〔新設〕利益率減少要件 ▲5% （一般保証）

※「売上減少」又は「利益率減少」のいずれかの要件を満たすことが必要です。

#### 3 制度開始の時期

令和5年1月10日（火）から

（制度概要は次ページ）